



ご存知ですか？ 消費税率引上げに伴う 1万円の給付金のこと。

政府・自民党は、消費税率の引上げに際し、所得の低い方や子育て世帯の負担を緩和するため、1万円の給付金制度を設けました。受付が市町村で順次始まっています。まずは、あなたも「自分が対象者か？」を確認していただき、受給対象でしたら必ず申請してください。

1. この給付金を受けられる方は

- ① 住民税が課税されていない方
- ② 児童手当を受けている子育て世帯の方 です。

2. 給付金の種類は、2つあります。

① 「臨時福祉給付金」

住民税が課税されていない方々が対象です。

ご家族お一人につき1万円が支給されます（4人家族なら4万円）。さらに、基礎年金・児童扶養手当・特別障害者手当などを受給している方には、5千円が加算されます。

※住民税が課税されている方の扶養親族は対象外です。※生活保護受給者の方は対象外です。

② 「子育て世帯臨時特例給付金」

平成26年1月分の児童手当を受けている子育て世帯の方々が対象です。

児童手当の対象となる児童一人につき1万円が支給されます。

※所得が制限額以上の方は対象外です。※臨時福祉給付金や生活保護を受けている児童は対象外です。

なお、受け取ることができるのは、「臨時福祉給付金」か「子育て世帯臨時特例給付金」のどちらか1つの給付金です。

3. 給付金を受け取るには、お住まいの市町村への申請が必要です。

受け取り忘れのないようご注意ください！

- ◆ この給付金制度について詳しく知りたい方は、下記の方法でお問合わせください。

●厚労省専用ダイヤル（0570-037-192）
みないいきゅうふ ●ホームページ 検索

- ◆ 申請方法について詳しく知りたい方は、お住まいの市町村にお尋ねください。

※ 最近引っ越しをされた方は、平成26年1月1日にお住まいであった市町村へお尋ねください。

住民税が課税されていない方が対象です。

※課税されている方の扶養親族や生活保護受給者は除きます。

支給額は、1人につき1万円

基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者は5千円を加算

夫婦、子供1人、おばあちゃんがいるご家族の場合

お父さん



1万円

お母さん



1万円

子供



1万円

おばあちゃん



1万円

もし、おばあちゃんが基礎年金等の受給者であれば、5千円が加算され、1.5万円になります。

合計：4万円 ~ 最高 4.5万円

平成26年1月分の児童手当を受けている子育て世帯の方が対象です。

※所得が制限額以上の方は除きます。

児童手当の対象となる児童1人につき1万円

※臨時福祉給付金や生活保護を受けている児童は除きます。

夫婦、子供2人のご家族の場合

お父さん



1万円

お母さん



1万円

子供

(児童手当の対象となる児童)



児童手当を受給している方が子供の人数×1万円を申請します。

合計：2万円